Patent



特許業務法人 藤本パートナーズ 山本 裕◇弁理士



米国特許商標庁から非自明性についてのオフィスアクションを受けました。該オフィスアク ションに対して、数値限定を加える補正を行ったうえで反論することを考えていますが、当 初明細書には比較例に係る実験データが記載されていません。このような場合、比較例に係 る実験データを提出することはできるのでしょうか?

(神奈川県 J. A)

1. はじめに

米国においては、非自明性 (103条) についてのオフィスアクショ ンに対して応答する場合に、当初明細 書に示されていない実験データを添 付した宣誓書 (declaration) を補強証 拠として提出する手続きを取ることが できます (37 CFR (特 許 規 則) 1.132〉。以下に、37 CFR 1.132に よる宣誓書(以下、宣誓書)について 説明します。

2. 宣誓書について

米国において審査官は、宣誓書に添 付された実験データや該実験データに 基づく証言について、公知文献あるい は専門家の見解書と同等の証拠として 真摯に検討することが義務付けられて います。

この宣誓書は、その末尾に「署名者 は、故意の虚偽陳述およびそれに類す るものは、18 U.S.C. 1001に基づき 罰金もしくは拘禁、またはその併科に より処罰されること……について警告 を受けており、本人自身の知識によっ て行う全ての陳述が真実であること ……を宣言する と宣誓して署名する ものです。

3. 宣誓書に記載する事項について

宣誓書に記載する事項には、以下の ものが挙げられます。

- (1) 出願を特定する情報(出願人、 出願日、出願番号、および審査 官の氏名など)
- (2) [DECLARATION UNDER 37 CFR 1.132 という標題
- (3) 宣誓者についての情報

具体的には、氏名、住所、最終学歴、 職歴、現在所属する組織でのポスト、 著者または編者としての出版物がある 場合には、該出版物の名称などを記載 する必要があります。

なお、発明者が宣誓者になっても支 障はありませんが、客観性の観点から、 発明者以外の者〈職務発明に係る出願 の場合には、組織外の専門家(大学教 授など)〉による宣誓が好ましいとさ れています。

(4) 具体的な供述内容

比較例に係る実験データを補充する 場合には、そのデータと当初明細書に 開示された実施例に係る実験データと の関係から、本件発明が予想外の効果 (unexpected results) を奏するとい えることを供述します。

また、今回のような場合には、その

実験データを取得した実験条件につい ても記載する必要があります。

なお、宣誓書では、非自明性の主張 を補強するために、商業的成功(米国 以外の商業的成功でも可) や本件発明 の課題が長い間未解決であったことを 主張することもできます。この場合に は、主張内容に応じて供述内容の項を 記載する必要があります。

- (5) 供述内容に虚偽がないことにつ いての宣誓
- (6) 宣誓者の署名および宣誓者が署 名した日付

4. まとめ

以上のように、米国における非自明 性についてのオフィスアクションに対 する応答時には、当初明細書に比較例 に係る実験データが記載されていない 場合でも、宣誓書によって該実験デー タを提出することができます。

しかしながら、新たにデータを取得 するための実験は、発明者に負担を強 いることになり、また、宣誓書作成費 用も発生するので、当初明細書に十分 な実験データを記載しておくことを推 奨します。